

平成25年1月

石動信用金庫

金融円滑化法の期限到来後の対応について

平成25年3月末をもって「中小企業金融円滑化法」の最終期限が到来いたします。

当金庫は金融円滑化法の施行以前より、地域密着金融機関として、地域のお取引先に対し資金を安定的に供給し、また経営改善等に対する支援を行う等、中小企業の皆様の金融の円滑化に努めており、この取り組みは金融円滑化法の期限到来に係らず、何ら変わるものではありません。

また、住宅資金お取扱の皆様の条件変更等に対する対応につきましても、中小企業の皆様に対する対応と同様に、金融円滑化法の期限到来に係らず、これまでと何ら変わるものではありません。

当金庫は引続き全役職員が協働し、お取引先の状況をきめ細かく把握しながら、実態に応じた対応を行い、コンサルティングの発揮により、お取引先の経営課題に対し最適な解決策を提案し、最大限の支援を図る方針でありますので、これまで同様当金庫各営業店窓口にお気軽にご相談下さい。

以 上